

平成30年度第1回定例総会 議事録

1 開催日時 平成30年4月25日（水）午後1時30分～午後2時5分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員（18名）

会 長	19番	我孫子武二
会長職務代理者	18番	三浦泉
委 員	1番	半田守
〃	2番	天野勇一郎
〃	3番	二瓶宏男
〃	5番	高橋京一
〃	6番	小山京子
〃	7番	板垣文一
〃	8番	三嶋秀二郎
〃	9番	畠山義信
〃	10番	杉村昭宏
〃	11番	千葉連悦
〃	12番	畠山明美
〃	13番	尾形徳夫
〃	14番	澁谷幹男
〃	15番	伊藤登喜子
〃	16番	齋田洋一
〃	17番	佐々木信幸

4 欠席委員（1名）

委 員	4番	尾出弘子
-----	----	------

5 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 会議書記の指名
- 日程第4 報告第1号 非農地証明書の交付について
- 日程第5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第6 報告第3号 農地転用許可後の工事完了報告について
- 日程第7 報告第4号 農地の利用変更届について
- 日程第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第3号 農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太 田 浩 二
農業委員会事務局次長兼農地係長	鎌 田 裕 之
農業委員会事務局主事	猪 股 雅 敬

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第1回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より平成30年度加美町農業委員会第1回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

*会長（我孫子武二会長） 平成30年度第1回の定例総会、大変ご苦労さまでございます。昨日と今日は雨で、身体を休めるのに良い雨だったのかなというふうに思います。7月上旬の天気だったり、その翌日には4月初めの気温に戻ったりと、体調管理が大変な日々が続いています。そういう中で、農作業も本格的に始まってまいりました。その忙しい中での定例総会への出席、本当にご苦労様です。

4月23日には大崎連合会の通常総会がございました。今回は美里町が4月20日から新体制になり、宮城県内では初の女性農業委員会会長が誕生いたしました。

今月の4月12日には全国情報会がございました。そこで我が加美町農業委員会が全国の農業会議所より表彰されました。私は行かなかつたんですけれども、大崎の会長に代理で受け取っていただきました。皆さんも新聞等でご存じだとは思いますが、所有者不明農地の新しい制度、それから床面がコンクリートの農業用施設の農地設定ということで、4月5日に衆議院を通過いたしました。現在、参議院で審議中ということでございます。我々農業委員に対しては新たな業務が発生します。そういう中で、組織としては今後、国や県に対して必要な支援、あるいは体制制度を求めていくということでございます。町に対してもそういうふうになれば、様々な町の条例も変わってきますので、今後も町に対しては必要な支援や財政整備についてやっていきたいというふうに思います。

改めて慎重な審議をお願いしまして挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

*事務局（太田浩二事務局長） それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（我孫子武二会長） ただいまの出席委員は17名です。4番、尾出弘子委員から欠席の通告があります。2番、天野勇一郎委員から遅参の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（我孫子武二会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、3番 二瓶宏男委員、5番 高橋京一委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

- *議長（我孫子武二会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。
-

日程第3 会議書記の指名

- *議長（我孫子武二会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第1号 非農地証明書の交付について

- *議長（我孫子武二会長） 日程第4、報告第1号、非農地証明書の交付について事務局より報告いたします。

- *事務局（鎌田裕之次長） 報告第1号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。平成30年4月25日提出、加美町農業委員会会長 我孫子武二。

[報告第1号

登記簿 畑 現況 雑種地。面積227㎡。

国土調査時において畑として登記されたが、その後駐車場として利用変更し現在に至る。農地台帳からは既に削除されており、固定資産税も宅地として課税されている。

以上1件の非農地証明書交付について説明。]

- *議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第1号を終了いたします。

日程第5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（我孫子武二会長） 日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告いたします。

*事務局（猪股雅敬主事） 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。平成30年4月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

[報告第2号

賃貸借の合意解約通知受付

3月12日受付 地目 田、地積 254 m² 1筆

（基盤強化促進法）

以上、254 m²の合意解約について説明。]

*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて報告第2号を終了いたします。

日程第6 報告第3号 農地転用許可後の工事完了報告について

*議長（我孫子武二会長） 日程第6、報告第3号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕之次長） 報告第3号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。平成30年4月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

[報告第3号

工事完了報告書

3月22日受付 第5条

集合住宅建設、29年4月25日許可。30年3月20日完了。

3月27日受付 第5条

住宅増築及び駐車スペース設置、29年8月25日許可。30年3月16日完了。
3月28日受付 第5条
居宅建築、29年2月27日許可。29年12月10日完了。
4月9日受付 第4条
集合住宅建設、29年8月25日許可。30年4月6日完了。
4月9日受付 第4条
集合住宅建設、29年8月25日許可。30年4月6日完了。

以上5件の工事完了報告書について説明。]

*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第3号を終了いたします。

日程第7 報告第4号 農地の利用変更届について

*議長（我孫子武二会長） 日程第7、報告第4号、農地の利用変更届について、事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕之次長） 報告第4号、農地の利用変更届について。このことについて、別紙のとおり農地の利用変更届の提出があったので報告いたします。平成30年4月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

[報告第4号

農地の利用変更届
30年3月22日受付 地目 田、変更面積 1,116 m² 畑地として利用

以上1件の農地の利用変更届について説明。]

*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） はい。8番、三嶋委員。

*8番（三嶋秀二郎委員） はい。三嶋です。耕作者など、もう少し具体的にお話して

いただければと思います。

* 事務局（猪股雅敬主事） 15ページをお開き願います。申請地の隣にある…、…、…は神社の境内地となっており、そこから杉の葉が落ちてくるということから田としては使えないということで、畑地として利用するとのことでした。A氏は東京都に住んでおりますが、月に何度か加美町に帰ってきているとのことでした。

* 8番（三嶋秀二郎委員） はい、わかりました。

* 議長（我孫子武二会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第4号を終了いたします。

日程第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

* 議長（我孫子武二会長） 日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

* 事務局（猪股雅敬主事） 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。平成30年4月25日提出。加美町農業委員会会長、我孫子武二。

18ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は3件でございます。

番号1、渡人、B氏、88歳。受人、C氏、60歳。申請地は、字鹿原久保田の田2筆で、面積1,867㎡。後継者へ贈与するものでございます。

番号2、渡人、D氏、63歳。受人、C氏、60歳。申請地は、字鹿原久保田の田1筆で、面積168㎡。所有者の要望により贈与するものでございます。

番号3、渡人、E氏、84歳。受人、F氏、61歳。申請地は、宮崎字屋敷七番の畑1筆で、面積272㎡。後継者へ贈与するものでございます。以上で説明を終わります。

* 議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。それでは申請番号2番について、9番、畠山義信委員をお願いします。

* 9番（畠山義信委員） 報告いたします。4月14日に、双方に聴き取り調査を行いました。昭和50年頃、自整理をしたいということで交換したことから、登記をしないまま現在に至っているわけです。今回基盤整備事業が行われているんですけれども、基盤整備にかかるために申請したということです。地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。

*議長（我孫子武二会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

*議長（我孫子武二会長） 日程第9、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（鎌田裕之次長） 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。平成30年4月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

20ページをご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

番号1、資料は22ページの事業計画書概要から29ページまでになります。申請者は、加美町羽場字山鳥…番地、G氏。申請地は、羽場字山鳥…番の田及び、字上川原一番…番…の田、現況畑の合わせて2筆、803㎡。申請事由は居宅建築、駐車場及び通路、進入路として使用するものです。申請地は、加美町役場の北西約1.2kmに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、宅地が連たんしている区域に隣接していることから第2種農地と判断いたしました。本案件の申請地は、住宅等が連たんしている田川集落内の宅地に隣接した農地であり、申請人の現在の居宅が老朽化し、かつ公道から奥まった場所に位置することから、その解消のため、町道に隣接する申請地に居宅を新築しようとするものであります。以上、1案件となります。

*議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。それでは、申請番号1番について、9番、畠山義信委員お願いします。

*9番（畠山義信委員） ご報告いたします。4月17日、私、小山委員、板垣委員、事務局の5名で現地調査に行っていました。今の説明のとおりですけれども、申請地は田川集落内の宅地に隣接した農地であり、申請人の現在の自宅が老朽化し

ていると。かつ、公道から奥まった場所に位置することから、それを解消するため、町道に隣接する申請地に居宅を建設するというものであります。隣接する農地への影響もないと見込まれますので、計画地の周りはブロック擁壁を設置し、土砂の流出防止を行い、雨水は用水路に放水し、汚水雑排水は公共下水道に接続することからやむを得ないと判断いたしました。以上です。

*議長（我孫子武二会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） はい。5番、高橋委員。

*5番（高橋京一委員） はい。23ページの位置図と、24ページと25ページでは図面が全然違うと思うんですが。居宅建築のためとありますが、こんなに離れていていいのですか。

*事務局（鎌田裕之次長） 24ページは羽場字山鳥…番、25ページは字上川原一番…番…でございます。24ページと25ページは縮尺が違いますので、わかりづらいかもしれませんが、25ページの…—…に隣接する形で…番がくっつくような形になります。申請人の居宅につきましては、隣接する…番…に建っている状況です。以上です。

*5番（高橋京一委員） 言っている意味がわかりません。

*事務局（鎌田裕之次長） わかりづらくて大変申し訳ありません。26ページをご覧ください。26ページの下の方は道路として使用を予定している部分です。24ページの…番については居宅と駐車場として使用する部分になります。24ページの地図と25ページの地図の縮尺が倍違いますので、…番の囲いが4倍の面積になって、…—…の上に…—…というのがあるんですけれども、そちらにくっつくような形になります。申請人の宅地についてはその隣の…番、…番という形になりますので、申請人の宅地に隣接しているということでございます。

*議長（我孫子武二会長） 暫時休憩といたします。

[午後1時56分 休憩]

[午後1時58分 再開]

*議長（我孫子武二会長） それでは休憩をといて審議を再開いたします。ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第10 議案第3号 農用地利用集積計画の審査について

- *議長（我孫子武二会長） 日程第10、議案第3号 農用地利用集積計画の審査についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

- *事務局（猪股雅敬主事） 議案第3号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。平成30年4月25日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

次のページをご覧ください。今月の農用地利用集積計画の審議は、売買6件、賃貸借28件、使用貸借1件の計35件でございます。

番号1、渡人、H氏、55歳。受人、I氏、35歳。申請地は、下新田字松木の田1筆で、面積は2,889㎡。権利移動の種別は賃貸借でございます。

番号2、渡人、J氏、58歳。受人、K社、代表取締役、L氏。申請地は字台崎の田、外18筆、面積は32,783㎡。権利移動の種別は賃貸借でございます。

申請番号3番から35番までの案件につきまして、いずれの案件も売買価格、賃貸料はおおよそ標準的な額となっており、権利移動の種別並びに利用権の設定期間は議案書のとおりとなっております。

以上、35案件で、田171筆、畑8筆、計276,802.08㎡となっております。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。以上で説明を終わります。

- *議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。質疑に入る前に議案第3号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号1番について、7番 板垣文一委員。申請番号2番について、13番 尾形徳夫委員。それでは、7番 板垣文一委員は申請番号1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時02分]

- *議長（我孫子武二会長） これより申請番号1番について審議いたします。この事案

について質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第3号、申請番号1番についての採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、申請番号1番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、7番、板垣文一委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時03分]

*議長（我孫子武二会長） 続いて、13番、尾形徳夫委員は申請番号2番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時03分]

*議長（我孫子武二会長） これより申請番号2番について審議いたします。この事案について質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第3号、申請番号2番についての採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、申請番号2番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、13番、尾形徳夫委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時04分]

*議長（我孫子武二会長） 続いて、申請番号3番から35番の案件について審議いたします。この事案について質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これ

より、議案第3号、申請番号3番から35についての採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、申請番号3番から35番については、原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで平成30年度第1回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後2時5分 閉会〉

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

平成30年4月25日

議 長 我 孫 子 武 二

署名委員 二 瓶 宏 男

署名委員 高 橋 京 一